



八代市

家庭ごみの出し方

混ぜれば”ごみ”、分ければ”資源”



【お問合せ】

エコイトやつしろ〔八代市環境センター〕

八代市港町299

☎ 32-4675 もしくは 34-1997

燃えるごみ

次のルールを守って、**燃えるごみ**を出してください。

- ① 八代市指定のごみ袋に入れて出してください。
- ② 住んでいる町内等で、決められたごみ集積所に、決められた日時で出してください。
・八代、坂本、泉 地域 … 午前6時30分～午前8時30分
・千丁、鏡、東陽 地域 … 午前6時30分～午前8時00分
- ③ 缶やビン、ペットボトル、布団などは燃えるごみでは出せません。
分別して資源の日に出すか、エコイトやつしろに持ってきてください。

<燃えるごみで出せるもの 例>



生ごみ



紙くず

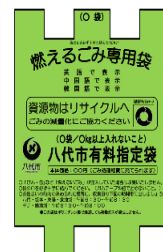


汚れた服、下着



運動靴、革靴、長靴

《 八代市指定のごみ袋 》



大袋〔45ℓ 10枚綴〕 500円
中袋〔30ℓ 10枚綴〕 350円
小袋〔15ℓ 10枚綴〕 200円
八代市内のお店でお求めください。

粗大ごみ

燃えるごみ や 資源の日に出せない家具・家電等は**粗大ごみ**になります。
一般廃棄物収集運搬許可業者に回収を頼むか、エコイトやつしろに直接持ってきてください。
エコイトやつしろに直接持ち込む場合は、次のルールを守ってください。

- ① 八代市内で発生した家庭ごみのみ持ってきてください。
- ② エコイトやつしろに直接持ち込む場合の車は、最大積載量2トン以下の車に限ります。
- ③ 持ち込むものによっては、数量制限と受入条件があります。よく確認してから持ち込んでください。
- ④ 自分たちで処理することが難しいものは、民間事業者へご相談ください。

<粗大ごみで出せるもの 例と数量制限>



家具、木製品、ソファ等
1日5個まで



布団、絨毯、
マットレス(スプリング無)
1日5枚まで



マットレス
(スプリング入)
1日5個まで



蛍光管(蛍光灯)、
電球
1日20本まで

など

【注意】 エコイトやつしろで 処理できないもの

- ・産業廃棄物
(お店や事業所で出たごみ)
- ・家屋廃材
- ・瓦、レンガ、コンクリート
- ・バイクや自動車の部品
- ・消火器・LPガスボンベ
など

[民間事業者にご相談ください](#)

エコイトやつしろでの 処理料金・手数料について

エコイトに直接持ち込む際には、重量料金(150円/10kg)のほか、別途手数料が必要な場合があります。

家電 リサイクル

家電の中でも、以下のものは、ごみ集積所に出すことはできません。購入したお店が専門業者にご相談ください。

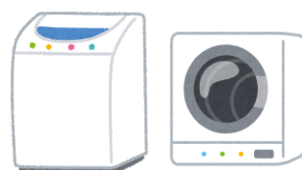
- ◎買い替えの場合 … 新しく購入したお店に引き取りをお願いしてください。
- ◎処分だけの場合 … 郵便局で家電リサイクル料金を支払い、家電リサイクル券と家電と一緒に指定引取場所(八代市 敷川内町2666-1 久留米運送(株) 八代店 ☎ 33-1361)に持ち込んでください。



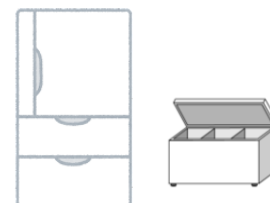
エアコンおよび室外機



テレビ(ブラウン管・液晶・プラズマ)



洗濯機・衣類乾燥機



冷蔵庫・冷凍庫

パソコン リサイクル

パソコン(デスクトップ型・ノート型)はごみ集積所に出すことはできません。以下の方法で処分してください。

- ◎宅配便による無料回収を利用する
八代市の連携・協力事業者であるリネットジャパンリサイクル株式会社が、宅配便による無料回収を行っています。
詳しくは、リネットジャパンリサイクル株式会社のホームページをご覧ください。

- ◎パソコンメーカーによる回収リサイクルを利用する
一般社団法人 パソコン3R推進協会のホームページをご覧ください、各メーカーにお問い合わせください。
回収するメーカーがない場合は、同協会が受付窓口になります。



資源物(ビン類、缶類、ペットボトル、プラスチック類、紙類、衣類、なべ・金物類、小型電気製品類、中型ごみ、有害危険物、乾電池)の分別は裏面(2ページ)へ

資源物

次のルールを守って、資源の日に、資源物を出してください。

- ① 収集日当日の**決められた時間までに**、集積所に以下のように並べられる
ネットやコンテナ容器にきちんと分別して出してください。
- ② 資源物についての汚れや不純物は軽く洗い流してから出してください。

【お問合せ】

エコイトやつしろ〔八代市環境センター〕

八代市港町299

☎ 32-4675 または 34-1997



びん類

キャップは取り外し、びんは軽くすすいでください。
びんの色ごとに分けてください。割れたびんは色ごとのびんへ。
ラベルは剥がさずそのまま出してください。

● 透明びん



ジュース、酒、ジャム
やコーヒー粉末等が
入っていたビンで無
色透明なもの

● 茶色びん



ジュース、酒、栄養ド
リンクや市販薬等が
入っていたビンで茶
色のもの

● その他の色のびん



透明・茶色・乳白色
以外のびん
・色が分からないび
ん

● 生きびん

再利用(リユース)
できるもの



茶色の一升びん(酒類のみ、
調味料は不可)
茶色のビールびん(特大も
可)
・茶色以外や調味料の一升びん
や欠けたびんは色ごとのびんへ

ガラス・陶磁器類



板ガラス、コップ、花瓶などのガラス
製品、皿や茶碗などの家庭で使用さ
れた陶磁器類、化粧品などの乳白色
のびん
※コンクリート、レンガ、瓦、タイルは
出せません

缶類

〔アルミ缶、スチール缶〕

缶詰や飲料缶は軽くすすいで出して
ください。サビがひどいものは「**なべ・
金物**」へ出してください。



左図のように、マークが付
いている缶類

スプレー缶などは必ず中身を使い切り、穴を開けて出してください。缶に
穴を開ける際は引火しないよう、風通しの良い場所で行ってください。
※塗料スプレー缶は「**なべ・金物**」へ、殺虫スプレー缶は「**有害危険物**」へ

金属製のふた



ねじ込み式キャッ
プ、缶詰のふた、び
んの王冠などの金
属のふた

なべ・金物



鍋やフライパン、包丁などの刃物類、
針金等の細かな金属など
※刃物類は紙や布等に包まずそのまま
出してください

小型電気製品類

(概ね30cm以下の家電製品)



ドライヤー、イヤホンなどの電気製品、ハンディファ
ン、ゲーム機、コード類などの電子機器 等
・電源コードは根元から切断して束ねて出してくだ
さい。
※電池は取り外して「乾電池」へ、取り外せる充電
式電池は「小型充電式電池」へ

中型ごみ(概ね60cmまで)

電子レンジ、炊飯器、電気ポット、カセットコン
ロなどの金属を含む製品
・電源コードは根元から切断して束ねて出して
ください。
・扇風機、掃除機、自転車、ストーブ、傘(骨組み
のみ)は60cmを超えても出せます。
※次のものは出せません
家電リサイクル対象製品(テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、
洗濯機・衣類乾燥機、エアコン)、パソコン

有害危険物

● 有害危険物

カミソリ、ライター、体温計(水銀式、アル
コール式)鏡、鉛、磁石、殺虫剤などの
缶・びん など

● 蛍光管・電球

家庭で使用された蛍光灯、蛍光管(直管
は40W以下)、電球、LED蛍光管・電球
*割れたものも出せます

● 乾電池

アルカリ、マンガン電池(単1～単6
型・9V型)、コイン電池(テープで絶
縁してください)
※ボタン電池は出せません
電気店などの回収協力店へ

● 小型充電式電池

カメラ、電動工具などに使用され本体
ら取り外せるもの、モバイルバッテリー

ペットボトル

軽くすすいでふたとラベルを
はずして出してください



左図のように、マークが入った
飲料水、酒、しょうゆなどのボト
ル容器

※取り外したふたとラベルは、「**プラス
チック製容器包装**」へ
・つぶして出すこともできます

プラスチック製容器包装

軽くすすいで出
してください



左図のように、マークが入った
食品や日用品などに使われて
いる、トレイ、ボトル、容器など

・容器と包装を分ける必要はありません

プラスチック製品

汚れは洗い落し
てください



衣装ケースや洗面器など全体がプラスチック
でできている製品
※プラマーク が入ったボトル類は「**プラス
チック製容器包装**」へ

衣類と布類

皮製の服、汚れた服、
下着、靴下は燃えるご
みへ

・透明、半透明に入れて出してください
・衣類、セーター、タオル、バスタオル、
シーツ(薄手)、着物も出せます
・ボタン、ファスナー等はつけたまま出せ
ます

紙類

・紙パック以外の紙類は種類ごとに紐で十字に縛って出してください ・テープ類は使用しないでください
※汚れのひどいもの、濡れたものは燃えるごみへ ※雨天時には出さないでください

● 紙製容器包装



右記のマークが入った紙製
の箱容器、包装紙、紙袋、紙
コップ
・フィルム・シール・プラス
チック・ビニールなど取り外
してください



● 紙パック



右記のマークが入った紙製
の箱容器
・軽くすすいで、切り開いて
ください
※内側にアルミ箔が付いた
紙パックは「紙製容器包装」
へ

● 段ボール



右記のマークがついて
いるものか、断面が波
状のもの
・留め金などの金属、
テープは取り除いてく
ださい



● 新聞・チラシ

新聞紙とチラシを分け
る必要はありません
(チラシは新聞と一緒に
配達された折込広告
です)

● 雑誌・雑紙

教科書、文庫本、週
刊誌、コピー用紙
など
・雑誌と雑紙を分け
る必要はありません